

丙

判決

昭和五年四月六日

四月六日

起案用紙起案用紙丙

第 21 號  
第 209 號  
2.28

日 月 送 受 號 課 局 議 合  
第 號 送 受 月 月 日 日  
第 號 送 受 月 月 日 日

案  
課長  
主任

年 月 日

渉外課長

公衆衛生局長  
予防局長  
宛

疾病發生の調査に對する保健技官  
其他の職務及び責任に關する件

厚生省

總司令部公衆保健福祉局より標記の件に關  
する四月六日付覚書を受領したのて寫  
を送付する。

1. 227  
20

GENERAL HEADQUARTERS  
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS  
Public Health and Welfare Section  
APO 500

22 April 1949

PHMJG 99

MEMORANDUM TO: Ministry of Welfare, Japanese Government

SUBJECT: Functions and Responsibilities of Health Officers et al.  
in Investigation of Disease Outbreaks.

1. References:

- a. Law No. 101, (Health Center Law) 5 September 1947.
- b. Handbook for Health Center Administration, Ministry of Welfare, 1948.

2. The occurrence of several recent disease outbreaks, particularly of food poisoning, among the Japanese population, accompanied by considerable confusion in connection with the investigation thereof, indicates the necessity of some clarification of the responsibilities of the officials charged with or involved in such investigations.

3. It is the responsibility solely of the District Health Officer (Health Center Director) to initiate, direct and supervise all significant outbreaks of human disease occurring within his district, whether in institutions or in the public at large, and to cause appropriate corrective action to be taken insofar as the Health Department is concerned. In order to accomplish these ends, the Health Officer will make full utilization of professionally or technically trained personnel such as epidemiologists, veterinarians, sanitarians, etc., in their respective fields. It is not, however, the function of any non-medical personnel to initiate investigations into outbreaks of human disease, except under the direct order, supervision and responsibility of the Health Officer.

4. The above mentioned policy is already expressed or implied in the presently existing Public Health organization.

*Crane F. Sams*  
CRANFORD F. SAMS  
Brig. General, Medical Corps  
Chief

Dist "A"

裏  
面  
白  
紙

連合軍總司令部 公衆保健福祉局  
A P O 五〇〇  
P H M J G 九九  
昭和二十四年四月二十日

厚生省宛

疾病發生の調査に對する保健技官其他の職務及び責任に關する件

一 参照項目

- A. 昭和二十二年九月五日法律第九百一十号(保健所法)
- B. 昭和二十三年發行 厚生省保健所行政機關(運管指針)

厚生省

二 最近頻々として日七人間に疾病發生殊に中毒症の發生あり其の調査に關し著しく混乱があることはかかる調査にあらゆる係官の職責を明確にする必要あるを示すものである。

これを開始

三 地方各保健所長が全責任をもちて所管地域内に發生する疾病發生の対策に關しては、衛生部は於て所管の調査を講ずるべきものである。右の目的達成の爲保健所長は技術的に訓練あり職員即ち傳染病學者、獸醫、衛生技術者等各自の専門領域に於て充分なる活動を爲さるべき事。又保健所長が直接指揮監督する所ありて、右の専門

一 衛生省を指すに

家以外の人限此の調査の責任あるにせしむるは  
[を南端] する事は当り  
いふ

四、上記の方針は現在の公衆保健機関に於て  
すでに明(明)又(又)は(は)華(華)案(案)上(上)行(行)わ(わ)れ(れ)て(て)い(い)ま(ま)し(し)や(や)  
[示せられ] 由(由)包(包)さ(さ)し(し)て(て)る(る)。

公衆保健福祉局長  
軍医部准将  
クワフォード・エフ・サクス

厚生省

丙

判決

昭和四年五月四日

合校

行施

昭和四年五月四日

起案用紙起案用紙丙



日 月 送 受 號 課 局 議 合		欄 號 課 局 管 主	
第	第	號 送 受	號 送 受
月 月	月 月	月 月	月 月
日 日	日 日	日 日	日 日

案 起	昭 和 四 年 五 月 二 日
受 局 付 課	月 日
日 號	月 日
主任	月 日

案

課長



主任



年 月 日

涉外課長

公衆衛生局長  
予防局長



「疾病發生の調査に對する保健技師其の  
他の職務及び責任に關する件」誤訂正件

厚生省

昭和二十四年四月二十八日付送收第三二九号に係る標  
記の件に關し添付せる誤文中誤訂があつたのを  
別紙訂正文を送付するから前記誤文を廢棄  
せられ之を正文とせられたい。

連合軍總司令部公衆保健福祉局

A P O 五〇〇

P H M J G 九九

昭和二十四年四月二十二日

厚生省宛

疾病發生の調査に對する保健技官其他の職務及び責任に關する件

一、参照項目

A、昭和二十二年九月五日法律第百一號(保健所法)

B、昭和二十三年發行 厚生省保健所運営指針

二、最近頻々として日々人間に疾病發生殊に中毒症の發生あり、其の調査に關し、著しく混乱があることは、かる調査に於ても係官の職責を明確にする必要あるを示すしつてある。

厚生省

三、地方各保健所長が全責任をもちて所管地域内(施設内)或は一般民衆間を同(わ)ず)に發生する著しき疾病發生の調査に關し、これを開始し、指導監督し、衛生部に於て所管の適宜の措置を講ずるようになすことである。右の目的達成のため保健所長は技術的に訓練ある職員即ち傳染病學者、獸医、衛生技術者等各自の専門領域に於て充分なる活動を為さしめる事。又保健所長が直接指揮監督し責任を持つにあらざりて右の専門家以外の人、此の調査を開始することは當を得ない。

四、上記の方針は現在の公衆保健組織中にすべてに明示せられ又は内包されてゐる。

公衆保健福祉局長

軍医部准將

クワフォード エマサムス